

令和 7 年 6 月

大治町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 4 日～ 6 月 1 9 日

大 治 町 議 会

大治町議会定例会（第1日）

令和7年6月4日

令和 7 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 7 年 6 月 4 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 会	6 月 4 日 午前 1 0 時 0 0 分 宣告（第 1 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 5 番：鈴木康友 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 10 番：林 健児 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	な し
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：村上昌生 教育長：平野香代子 総務部長：大西英樹 福祉部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務課長：佐藤友哉 財政課長：富田伸司
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○町長提出議案の題目

議案第 39 号 令和 7 年度大治町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 40 号 大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 42 号 大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

議案第 43 号 大治町税条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号 工事請負契約について

議案第 45 号 工事請負契約について

同意議案第2号 監査委員の選任について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

○会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

7 番 三輪 明広 議員

9 番 松本 英隆 議員

令和7年6月大治町議会定例会議事日程

(第1日)

令和7年6月4日(水) 午前10時00分開会

1 開会宣告

2 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和6年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第4 令和6年度大治町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第5 議案第39号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第1号) 《提案説明》

日程第6 議案第40号 大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 《提案説明等》

日程第7 議案第41号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 《提案説明》

日程第8 議案第42号 大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について 《提案説明》

日程第9 議案第43号 大治町税条例の一部を改正する条例について 《提案説明》

日程第10 議案第44号 工事請負契約について 《提案説明》

日程第11 議案第45号 工事請負契約について 《提案説明》

日程第12 同意議案第2号 監査委員の選任について 《提案説明等》

日程第13 議員派遣の件について



午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年6月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番三輪明広議員、9番松本英隆議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長からの会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和7年5月26日に開催し、令和7年6月定例会の日程を本日から6月19日までの16日間と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（若山照洋君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から6月19日までの16日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、令和6年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について議会に報告がありました。

日程第4、令和6年度大治町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

お手元に配布してありますとおり、町長から地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和6年度大治町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について議会に報告

がありました。

日程第5、議案第39号令和7年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第39号令和7年度大治町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度大治町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2306万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億2706万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和7年6月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、民生費において定額減税しきれないと見込まれた方等への調整給付金について、不足額の給付を行うため、物価高騰重点支援給付金事業費（不足額給付分）として9393万3千円計上し、商工費において、中小企業及び個人事業主に対して、エネルギー価格等の物価の高騰に対する支援を行うため、物価高騰対策支援金交付事業費（事業者支援分）として4507万3千円計上し、土木費において舗装修繕工事を2,490万円、橋りょう修繕工事を800万円、通学路整備工事を700万円、砂子防災公園新設工事を8,000万円減額し、消防費において消防施設整備費補助金を385万4000円増額するものでございます。

歳入におきましては、国庫支出金を7394万3千円増額し、ふるさと納税寄附金を10万円増額し、財政調整基金繰入金を551万7千円増額し、社会資本整備交付金の内示額減額に伴い公共事業等債について道路ストック対策事業債を1180万円、橋りょう長寿命化事業債を400万円、交通安全対策事業債を470万円、砂子防災公園整備事業債を3600万円減額するものでございます。

また、地方債の補正を行うものでございます。

○議長（若山照洋君）

日程第6、議案第40号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第40号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年6月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の地域手当の支給率の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の地域手当に係る報酬を改定するためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正でございますが、議案説明会でお話しいただきまして、本来3月議会でやるべきものは遅れたということで理解はしましたが、こういう法律改正があった場合、法制事務支援事業なども委託していると、いろいろ条例改正に向けてやり方、通常、事業委託もしながら職員の担当部署でもやっぱり条例改正考えていかなきゃいけないと思うんですが、そこら辺の流れどういうふうに法律改正があった場合条例改正をしていくのかと、お示しいただきたいんですがどうでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

法律改正に伴いまして、条例改正っていうのが多々ございます。その中で基本的に法制の支援業務という中で委託しているものもありますので、そこで添削をしていただくこともございます。しかしながら契約の中には、国の方から特にこういう給与改定ですか人事院勧告に関するものについては、そういうところは出てるからということで見てくれないというところもあります。今回の案件については、そういうのがございましたので支援業務のほうには、今回のこのパートタイム会計年度任用職員の条例については添削をお願いしてなかったというのはございます。常勤職員の分については、添削をお願いした部分も、改正も多かったもんですからちょっとお願いした部分もありましたが、今回のパートタイム会計年度任用職員のこの条例の改正については、我々の失念による改正漏れということは大変申し訳なく思っておりますが、そういうところには頼ることなく、過信というのもありまして、改正漏れにつながったというのが今回の経緯ということになります。以上です。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。ちょっと説明がわかりにくいんで。法制事務支援事業を委託していて、法律改正があったら関係する条例を全てお願いして何か改正するところはないのかと聞く形の委託なのか。この部分を直さなきゃいけないと、それを町側が担当部署がこの部分を直さなきゃいけないんでっていうふうに言うのか。もしくは町の担当部署のほうで直した上で、これでいいのかと聞いて聞くのか。どういうやり方をやっているのかが見えてこないんですよ。だからいろいろ他の市町村にお聞きすると、全てやってもらっている

というようなところもあると聞きますし、大治町の場合はそうではなくて自分のところである程度やった上で見てもらってるのかなと、今の説明だとですが。そこら辺もうちょっとははっきりと示していただきたいのと、大治町でやらなきゃいけない部分が多いと思うんで、これから改正漏れのないようにやっていく対策の2点をお聞きしたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

条例改正、規則改正もあるんですが、担当部署となると総務課で法規担当がございます。その中で簡単な字句の訂正程度のものであればこちらでまずは確認するといったことはします。そのボリュームにもよりますし解釈もあるんですが、なかなか難しいと、これは業務委託のほうに見てもらわなきゃいけないものというのは、しっかりと見てもらうという体制をとっております。今後この、今回の条例の改正漏れなんですけど、こちらは期末・勤勉手当が今回同じように率が変わるというのがあったんですが、常勤職員に準じた規定にパートタイム会計年度任用職員の規定はなっておりました。地域手当の支給率についても同じような準じた規定ということで、これは我々の思い込みがあったんですけども、そういったところで同じように変わるものだとということで、しっかりと条文を確認していなかったところがミスにつながったものと考えております。

今後については、そういう思い込みがないように、一度改正文をつくった後にしっかりと今の既存の条文をしっかりと全体を見直しまして、そういったチェック体制をしっかりと強化して再発防止には努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○11番（吉原経夫君）

いろいろ説明いただきましてありがとうございます。今回の条例改正は総務課が担当部署ですね。総務課が担当部署で、また法律関係の担当も総務課ということで、チェック体制がなかったのかなと。他の法律改正なんかだと、他の部署でそこでまた見られるし、総務課のほうでも法律担当があって見るから2カ所見るチェック体制ができてののかなと。ただ、総務課の担当になった場合はそこがきかない。別々に担当の人間を分けるとかすれば別ですが。というような気がするんですよ。チェック体制というからには少なくとも二人いるのかなという気がしますんで、そこら辺ちょっと考えていただきたいのと、もう1点は法律改正によって条例は改正しないけど、行政のやり方は変えなきゃいけない。例えば、こども基本法ができることによって子供の意見を聞かなきゃいけないから、こども計画のときにも子供の意見を初めて聞いたとかいうようなこと例えばですが、そういうふうに法律が変わることによって施策を変えなきゃいけない場合はどのようにチェックしているんでしょうか。その2点お願いします。

○総務部長（大西英樹君）

まずこの件については大変申し訳ございませんでした。担当を分けてということで総

務課がどのように体制をとっているかと申しますと、総務課のほうも担当一人ではございませんので複数の目で、担当者それから係長、課長補佐、兼務している場合もありますが、複数の目で従来は見ております。業務委託の話も出ましたが、いろんな法改正が多々ある中で、その法改正の内容、それが大治町の持つ例規、規則も含めてですが条例どういったところに影響が出てくるのかっていうのは、なかなか把握してくるのが難しいということで業務委託契約をさせていただいて、法改正があったときには法律の専門家が、大治町の例規がここが変わる可能性があるよというようなお知らせをしてくれるような感じになっております。実際に改正文をつくるのは担当者になります。その改正文の内容は、総務課でチェックをしております。いろんな改正手法がありますので。わからないケースについては委託業者に投げかけて、これでいいのかどうかというチェックをかけるんですが最初、総務課長が申し上げましたように市町村準則がくるようなケースは、委託契約の対象にはなっていないものですから、と申しますのは国や県からの改正例もきちっと来るというわけです。ただ、その中にも給与条例、あとは税条例も多くありますけれども、そういったものは市町村の裁量で決めなきゃいけないところもあるんです。そうしたところが今回その部分にミスがつながったというところで、これは本当に反省しております。大変申し訳ございませんでした。そういう流れでございますので、御理解いただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

改正も、法律改正という大きな改正については子ども・子育て基本法もそうですが、一定の委託業者の法解釈が出ます。こういう場合は例規の改正が必要ですか、ここは市町村の裁量で決めていきましょうとか、そういう法解釈の解釈文みたいなものが出てきます。それによって、各担当者はどういう施策を打っていくのかというところは、町長に政策判断をいただきながらやっていくということで、大きな法改正はそういう文献が出るんです。それを見て判断をしてもらうという形になっております。

○議長（岩山照洋君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は委員会の付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第41号から日程第11、議案第45号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。令和7年6月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるためでございます。

議案第42号大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について。

大治町土地開発基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年6月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、財政状況により基金の処分を可能とすることにより、基金の有効活用を図るためでございます。

議案第43号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年6月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、同法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る固定資産税の減額について規定するほか、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第44号工事請負契約について。

令和7年5月23日事後審査型一般競争入札に付した土地改良施設維持管理適正化事業円楽寺第2排水機場口径900ミリメートルポンプオーバーホールについて、左記のとおり請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月4日提出、大治町長。

本件の土地改良施設維持管理適正化事業、円楽寺第2排水機場口径900ミリメートルポンプオーバーホールの請負契約は、契約金額6358万円で、クボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店と契約を締結するものです。

議案第45号工事請負契約について。

令和7年5月23日事後審査型一般競争入札に付した小中学校体育館等空調設備設置工事について、左記のとおり請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月4日提出、大治町長。

本件の小中学校体育館等空調設備設置工事の請負契約は、契約金額3億5464万円で、ユタカテクノス株式会社と契約を締結するものです。

○議長（若山照洋君）

日程第12、同意議案第2号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので松本英隆議員の退場を求めます。

[9番松本英隆議員 退場]

○議長（若山照洋君）

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

同意議案第2号監査委員の選任について。

大治町監査委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和7年6月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、後藤田麻美子委員が令和7年5月31日をもって辞職したことに伴い、新たに委員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっています同意議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決します。

同意議案第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

松本英隆議員の入場を許します。

〔9番松本英隆議員 入場〕

○議長（若山照洋君）

松本英隆議員、監査委員に同意されましたので報告いたします。

御挨拶をお願いします。

○9番（松本英隆君）

ただいま、皆様に同意いただきました松本英隆でございます。今の町政状況とか、そこら辺も加味しまして自分なりに精一杯、粉骨砕身頑張っていきたいと思います。また皆さんの御協力も賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（若山照洋君）

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

本件についてはお手元に配布しました内容のとおり、議員を派遣しましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時26分 散会